

平成29年5月23日

於 教育委員会室

平成29年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成29年5月大和市教育委員会定例会

○平成29年5月23日（火曜日）

○出席委員（5名）

1番	教育長職務代理者	青 蔭 文 雄
2番	委 員	石 川 創 一
3番	委 員	鈴 木 勝 雄
4番	委 員	小 松 俊 子
5番	教 育 長	柿 本 隆 夫

○事務局出席者

教 育 部 長	山 崎 晋 平	こども部長	齋 藤 園 子
文化スポーツ 部 長	小 川 幹 郎	教育総務課長	大 下 等
学校教育課長	土佐野 睦	保健給食課長	齋 藤 信 行
指 導 室 長	藤 井 明	教育研究所長	竹 中 崇
青 少 年 相 談 室 長	中 村 真由美	こども・ 青少年課長	遠 藤 隆 久
文化振興課長	樋 田 久美子	図書・学び 交 流 課 長	前 嶋 清

○書 記

教育総務課 政策調整 担当係長	河 村 章 太	教育総務課 政策調整 担当主査	藤 田 和 宏
-----------------------	---------	-----------------------	---------

○日 程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
 - 日程第1（議案第16号）物品購入契約の締結について
 - 日程第2（議案第17号）工事請負契約の締結について
 - 日程第3（議案第18号）工事請負契約の締結について
 - 日程第4（議案第19号）大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
 - 日程第5（議案第20号）大和市社会教育委員の委嘱について
 - 日程第6（議案第21号）大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について

日程第7（議案第22号）平成30年度使用小学校「特別の教科道徳」教科用
図書について（諮問）

日程第8（議案第23号）教育財産の取得の申し出について

7 そ の 他

8 閉 会

開会 午前10時00分

○柿 本 ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。会議時間は、
教育長 正午までとします。

前回の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今回の署名委員は、2番石川委員、3番鈴木委員にお願いいたします。

続いて、教育長からの報告をさせていただきます。

5月11日、12日には、つくば市で関東地区教育長協議会総会がございました。12日の分科会では、生涯学習の部で発表させていただきました。内容といたしましては、シリウスの紹介とその魅力についてお話しした後、社会教育の視点から今後どのようなものを市民に提供していったらよいかをお伝えしました。参加された教育長からの反応はとてもよく、さまざまな質問を受けました。また、26日の関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会を、とても楽しみにしているとの声を多くいただきました。

13日、14日は、40回目を迎える大和市民まつりでした。13日は残念ながら一日雨でした。14日は天候に恵まれ、多くの市民が参加してくださいました。2日間での参加者は10万人と発表されました。教育部はステージ発表を担当しました。参加希望が多く、今年は初めて抽せんを行いました。ただ、さまざまな意見もあり、来年はまた見直しをしていく必要がありそうです。ともあれ、1日目は雨の中、教育研究所を中心としたスタッフが、濡れながら本当によく運営に努力をしてくださいました。感謝したいと思います。また、両日責任者として参加いただいた小松委員におかれましても、本当にお疲れさまでございました。

16日には、大和市肢体不自由児者父母の会の総会がございました。これからも学校教育現場における合理的配慮に取り組んでいきたい旨を、挨拶の中でお話しいたしました。

同日、県の華道展がシリウスで行われており、多くの方が来場されました。県の華道連盟の会長から「すばらしい施設で、ゆったりと見ることができる。」と、お褒めの言葉をいただきました。

また、同日には和座海綾租税教育推進協議会が行われ、今年度の会長をお引き受けすることになりました。社会の基盤としての納税義務の大切さを、子どもたちにこれからも伝えてまいりたいと考えます。

同じ16日には、大和市PTA連絡協議会の予算総会がシリウスで行われており、ご挨拶をさせていただきました。

17日には、総合教育会議が行われました。今回は29年度の1回目として、教育予算関連の概要がテーマでした。委員の皆様には、さまざまな

観点からご質問とご意見をいただきました。将来を見据え、子どもたちと市民の期待に応えられる教育行政を、市長のご理解のもとにこれからも進めてまいりたいと考えております。

同日の午後には、本年度1回目のいじめ問題対策調査会が発足いたしました。保護者代表委員がかわるなど、数名のメンバーの変更はございました。今年の会長は大和市医師会の小林先生に務めていただくことになりました。私からは全委員に委嘱状をお渡しいたしました。全国で起きている悲惨な事件は、大和市でも十分考えられることです。いじめに対する私たちの感度をより高め、いじめの防止や早期発見、早期解決に向けた努力を一層進めなければなりません。いじめ防止対策基本方針改定の動きについて、国や県の動向も注視しながら、大和市としての取り組みを、よりしっかりとしたものにしてまいりたいと考えております。

18、19日の2日間、奈良市で行われました全国都市教育長協議会に参加させていただきました。総会に引き続き、文科省の行政説明、分野別研究、講演、2日目は課題別取り組みの発表と、多くを学ばせていただきました。全てに共通するのは、これからの大きな変化が予想される将来を生きる子どもたちに、どのような力をつけてあげるべきか、そのために教育委員会は何をするべきなのかといったことと思います。新しい指導要領が公示され、大和市としても議論を深めてまいりたいと考えます。

22日には、神奈川県都市教育長協議会総会が行われました。私からは関東での分科会の発表報告をいたしました。来年度は関東地区教育長協議会を神奈川県で行うことから、その関連の議題についても審議しました。

次に、次月定例会までの予定についてお伝えいたします。

26日には、いよいよ関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会が開催されます。前日には、理事会や情報交換会も予定されております。

1,300人近い方をお迎えするわけですので、事務局も準備に全力を挙げております。また、関東各地からいらっしゃる教育委員の方々も楽しみにされているとのことです。私たちも会長の青蔭委員を先頭に頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

27日には、草柳小学校の安心安全フェスタがごございます。

また、同日には、春の運動会が北大和小学校、中央林間小学校、渋谷中学校と上和田中学校で行われます。すばらしい天候のもとに開催されますことを祈っております。

6月23日には、学校保健会総会、24日には、大和展の表彰式が予定されております。

26日からは、学校訪問が始まります。学校現場の取り組みの成果や声

を聞ければと思います。

6月の市議会第2回定例会の日程については、初日が6月1日、文教市民経済常任委員会が6日、厚生常任委員会が7日、一般質問が20日から22日の三日間、最終日が27日となっております。

私からの報告は以上とさせていただきます。

ただいまの報告に関し、質疑等ございましたら、お願いいたします。

○小松委員 13日、14日に行われました大和市民まつりにつきまして、報告させていただきます。大和市民まつりのステージ部門を担当させていただきました。

13日は、どしゃ降りの雨でした。1つのパフォーマンスが終わるごとに舞台の上の水を一生懸命掃かれていて、教育研究所の職員、スタッフの皆様が本当にご苦労されたことだと思います。本当にありがとうございました。どしゃ降りの中でも、参加してくださる団体がいました。子どもたちも多く参加していきまして、雨の中で、少し滑りながら、ずぶ濡れになりながら、衣装もちょっと汚れてしまいいながらも、一生懸命パフォーマンスを披露する姿に、とても感動いたしました。

また、14日は晴天に恵まれまして、大勢の観客がいらしてくださいました。ステージの上に立つ皆さんの表情は少し緊張しながらも、生き生きとしている表情で、印象的でした。中でも、子どもたちは恐らく学校生活の中では見せないような、違った姿を見せてくれていたのかなと思いました。子どもたちにとって、学校以外でできる経験の一つとして、このような経験は大切なことかと思いました。これからも大和市民まつりが発展していくことを願います。

以上でございます。

○鈴木委員 40回を迎える大和市民まつりというのは、市民にとって定着してきたお祭りだと思います。14日に、大和駅周辺からパレードを見させていただきました。駅でもイベントがあったり、シャトルバスにも長蛇の列ができていた様子でした。すばらしいお祭りだったと思います。

○柿本教育長 中学生のボランティアも随分いろいろな場所で働いていて、すばらしいことだと思います。

○青蔭委員 25日、26日には、いよいよ関東甲信越静市町村教育委員会総合連合会がでございます。教育長をはじめ各課の協力をいただいて、「大和でやってよかったな」と言われるように鋭意努力をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柿本教育長 ありがとうございます。
ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにはないようでしたら、ただいまの報告に対する質疑を終了いたします。

◎議 事

○柿 本 教育長 それでは、議事に入ります。日程第1（議案第16号）「物品購入契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。

○齋 藤 保健給食 課 長 物品購入契約の締結につきまして、6月議会に提案させていただくための地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきます市長よりの意見申出につきまして、ご説明をさせていただきます。

学校給食調理用備品の購入について、物品購入契約を締結したいという内容でございます。

契約の方法は条件付一般競争入札、契約の相手方は株式会社大黒屋、契約金額は2,754万円、納入場所につきましては北部学校給食共同調理場ほか2か所、つまり全調理場でございます。

次に、今回購入契約を締結する予定の備品の一覧表でございます。

まず、既存の調理機器の更新につきましては、平成27年度に行っております総合機器点検の結果、経過年数等をベースとしまして、メーカーの部品供給状況、日々の点検による状況等を勘案し、更新の判断をさせていただきます。

具体的には、1番目から3番目までの蒸気回転釜と、4番目の昇降式熱風消毒保管庫につきまして、経過年数が14年から24年までとなっております。部品供給が終了、または終了する可能性が高いという中で、例えば湯温、温度が不安定であったりするなど、調理等に支障が生じ始めておりますことから、更新させていただくものでございます。

5番目のスチームコンベクションオープンにつきましては、児童生徒推計の結果から北部の食数が増大したことから、緑野小学校の給食調理を中部調理場に移し、給食の提供数、食数が増加したため、新規に購入するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○柿 本 教育長 細部説明が終わりました。4点が買い替え、1点が新規購入でございます。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○石 川 委 員 条件付一般競争入札ということで、大黒屋が決まったということですが、応札数はどれぐらいあったのでしょうか。

- 齋藤 保健給食課長 応札数は大黒屋を含め、4社でございます。
- 石川 委員 容量320リットルの蒸気回転釜が、北部調理場と南部調理場に納入されますが、単価に違いがあるのはどうしてでしょうか。
- 齋藤 保健給食課長 調理機器全般に言えることでございますが、備品自体の金額に加えて、調理場ごとに、調理を効率的に進めるために回転するためのハンドル等のつけ方や、設置の方法等など、特注になっている部分もございます。そういったことが、金額の相違につながっております。
- 石川 委員 調理機器は同じでも、現場ごとに取りつけ方とか、付随する備品等が多少違っているということでしょうか。
- 齋藤 保健給食課長 おっしゃるとおりでございます。
- 青蔭 委員 経過年数が大分長くなっているところがございます。利用頻度などによっても違うのですが、機械の部品等がその会社でもう対応できないということもあるとお聞きしたこともございます。食ということは大事なことでございますので、お金がかかるため難しいところですが、経過年数をもう少し洗い直すということはいかがでしょうか。
- 齋藤 保健給食課長 基本的に税法上の耐用年数は、調理機器の場合は8年とされています。メーカーは、大体15年から20年ぐらいを交換の推奨としております。調理機器につきましては、日々の点検をしております。特に、部品等につきましては複数の目で、ボルトやナット、リベットの位置を目視しており、目視が難しい位置の場合は、実際に手で触れて確認をしております。そういった点検を調理前と調理後の2回行っております。調理機器は高額なものでありますし、調理をする側の使い勝手ということもございますので、極端に経過年数の長いものについては部品供給がなくなりますので、交換ということになります。部品供給があり使えるものにつきましては、日々の点検を重ね、小規模なものにつきましては修理をしながら使用をしているという状況でございます。
- ただし、10年以上経過しているものにつきましては、この総合機器点検におきまして、特に注意を要する機器としまして、点検を毎年もしくは隔年をしているという状況でございます。
- 以上です。
- 青蔭 委員 食の安全に関する注意をもって進めたいと思います。よろしくお願ひします。

○石川委員 落札した大黒屋というのは、メーカーではなく、お店だと思います。調理器具は非常に大事なものですから、メンテナンスをしていかないといけないと思いますが、メンテナンス責任はどのようになっていますか。

○齋藤保健給食課長 基本的に物品の瑕疵担保につきましては、1年ということでございまして、大黒屋を窓口とすることになるかと思いますが、実際の総合機器点検や補修等につきましては、メーカーと直接我々が実施することになります。

○柿本教育長 給食の調理に係る機器でございまして、結構高額でございまして、すぐに新しくはできませんので、ぎりぎりまで使いたいですと思いますが、安全は担保しながら、努力をしながら進めてまいりたいと思います。

このように計画的に、できるだけ新しいものに変えていくという方向で進んでまいりたいと思います。

ほかにないようでございましたら、質疑を終結させていただきます。

これより議案第16号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本教育長 異議なしということで、議案第16号は可決いたしました。

続きまして、日程第2(議案第17号)及び日程第3(議案第18号)につきましては、関連がございますので一括して審議し、採決いたします。

それでは、日程第2(議案第17号)「工事請負契約の締結について」及び日程第3(議案第18号)「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋図書・学び交流課長 議案第17号及び18号について、一括して説明させていただきます。

まず、議案第17号でございまして、6月議会に議案を提出する旨の中での意見の申し出に関し、審議をお願いしたいというものでございまして。

旧市営緑野住宅跡地施設整備工事(建築)について、次のとおり工事請負契約を締結したいので議決を求めるところが案でございまして。

当該工事につきましては、緑野住宅跡地に新しく生涯学習センターを建設するというものでございまして。

契約の方法は、条件付一般競争入札でございまして、契約の相手方は、小俣・古木特定建設工事共同企業体でございまして、代表構成員として、株式会社小俣組、その他構成員といたしまして、古木建設株式会社大和営業所。契約金額は、17億2,800万円でございます。工事の場所は、市営緑野住宅跡地の大和市中央林間一丁目4280番33でございます。

続きまして、議案第18号つきましても、工事請負契約の締結について、同じく旧市営緑野住宅跡地施設整備工事でございますが、こちらは電気設備工事について、次のとおり工事請負契約を締結したいという旨でございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の相手方は、大和市中央林間一丁目の聖和電設株式会社です。契約金額は、2億1,168万円でございます。工事の場所は、前議案と同様でございます。

議案第17号の2ページ目につきまして、市議会に諮る議案として、今回の市営緑野住宅跡地施設の整備工事のうち、建築工事、電気設備工事について、議案として提出をさせていただいているところでございます。

1、基本事項といたしまして、整備の目的です。中央林間の街づくりの基本方針である、中央林間街づくりビジョンが平成27年10月、本市街づくり計画部において策定がされました。こちらにおきまして、旧市営緑野住宅跡地において、スポーツを中心とした誰もが利用しやすい交流拠点として活用を図ることとしており、同ビジョンに基づきまして、市北部の新たな拠点施設を整備することを目的としているところでございます。

基本コンセプトといたしましては、屋内スポーツ施設を中心に、市民の健康維持を図り、多世代や地域の交流を深める場づくりとして整備をするものでございます。

主要内容・機能といたしましては、スポーツ機能を中心とした学習センターでございます。その他運営に当たり必要となる施設、トイレや防災備蓄倉庫等も準備する予定でございます。

計画内容としまして、1階部分は、市民交流スペース、会議室、多目的室、プレイルーム、親子交流サロン、トイレ、授乳室、防災備蓄倉庫等を予定しております。2階部分は、スポーツ活動を主な目的といたしましたアリーナ（体育館）、更衣室、男女トイレ等を整備する予定です。3階が一部ございます。ほとんど2階建てですが、一部設備室があるところから、3階という形になってございます。

次の立地でございますが、所在地は、先ほどご説明したとおりです。

敷地の面積は、5,561.89平方メートルでございます。

続きまして、計画概要でございます。先ほどご説明しましたとおりほとんど2階建てでございますが、構造は、鉄骨造の地上3階建てでございます。建築面積は、2,196.68平方メートル。述べ床面積は、

3,944.57平方メートル。建ぺい率は、39.5%。容積率は、70.92%。建物の最高高さは、17.4メートルでございます。昇降機（エレベーター）1基を整備する予定でございます。工期は、建築工

事、電気設備工事、両方の工事につきまして、平成29年6月28日から平成30年5月16日までを予定しております。

なお、今回の市議会の議案につきましては、街づくり総務課が主管となり工事発注を行うものでございます。完成した後、教育財産として図書・学び交流課に移管を受けるということが前提となっております。そういう状況の中で、審議においても環境建設常任委員会で審議がなされるというところを、申し添えさせていただきます。

2、実施設計についてでございますが、昨年度街づくり計画部で実施をさせていただいて、ご覧の内容として、設計が完了しております。

続きまして、設計上配慮した内容についてでございます。建築の部分については、中央林間地区のイメージを大切にするとともに、施設内のにぎわいが感じられるよう、木とガラスを基調とした外観デザインといたしまして、外はガラス張りでありながら木の美しさも見えるような形のデザインとしているところでございます。また、さまざまなニーズに対応するため、会議室等の大きさも可変できるよう、可動間仕切り壁を多く用いているところでございます。2階にアリーナ（体育館）を配置することから、下の会議室部分に対する音や振動対策について配慮するとともに、防振天井という形で、なるべくそれが響かないような形の天井とさせていただきます。

続きまして、電気設備につきましては、全ての照明器具にLEDを採用いたしまして、光熱水費の削減を図ってまいりたいと思います。また、中央林間駅はターミナル駅でございますので、帰宅困難者対策等の拠点としても活用したい旨から、太陽光発電システム、蓄電池、非常用発電機等も設置をする予定でございます。

3、その他でございますが、本議案は建築と電気につきまして諮らせていただきますが、その他工事といたしまして、同じく市営緑野住宅跡地施設整備工事の衛生整備及び、空調設備につきましても、同時期の工期で実施をさせていただきたいと考えてございます。並びに、その工事の監理業務というのが3行目でございます。それ以外に、後で説明をさせていただきますが、建物の南側の部分に公園を整備させていただきます。そちらは、みどり公園課での別整備でございます。公園の整備も10月から行う予定でいるところでございます。また、敷地周辺の道路整備等の工事も、一部あわせて行わせていただく予定でございます。

工事スケジュールにその内容をまとめております。建物については、平成30年5月を目途に完成検査まで終わるというような形で、公園については7月まで、建物のオープンは8月1日を予定しているところでござ

います。

続きまして、3ページ目、イメージパース、平面図でございます。

左上のイメージパースは、南側から北側を見たものになっておりまして、パースの右手側が道路1本挟んで小田急線が走っております。建物の手前の部分、立体的な橋がかかっているところがございますが、こちらが公園の部分でございます。奥の建物につきましては、1階の部分より2階が相当高く感じられます。こちらはアリーナ（体育館）がございまして、2階部分がかなり高い状況になっているところでございます。

右のパースは、市民交流スペースです。こちらも建物の南側から入って、南側から北側を見るような形です。シリウスの6階にも生涯学習センター、市民交流スペース、フリースペースがございまして、それを意識した形で市民交流スペースを多くとらせていただいているところでございます。

左下は計画配置図です。図の右側に小田急江ノ島線が見えます。図の上が北側、下が南側という形になります。網かけの部分に新たな学習センターを建設する予定でございまして、その下の子ども広場と書いてある部分が公園を整備する部分でございます。なお、図の左上のスポーツ広場、その下のツリーガーデンにつきましては、既存で現在協働事業や地元へ貸し出している部分でございます。そちらについては、基本的に現況のまま使っていただく予定としております。

続きまして、右下1階平面図でございます。1階には会議室、多目的室がありますが、こちらは部屋を分割したり、大きく使ったりするような形の間仕切りを準備しているところで、大小で使えるような会議室等がございます。

図の左上、南側部分については、プレイルームという形でお子さんが遊べるようなスペースを広くとらせていただきました。その左側、テラスに隣接するところは、お弁当をお子さんとお母さんが食べられたり、外の公園にも出られたりするような一体的な形での利用も想定いたしまして、親子交流サロンという形で、少しテーブル等を置いた形を想定していきたいと考えているところでございます。

4ページ目、左上が2階の平面図でございます。こちらがアリーナ部分でございます。アリーナ部分は天井の高さを約10メートルほど確保しておりまして、十分な広さのアリーナをつくらせていただきます。ロッカー室等をあわせて準備をさせていただくところでございます。

右上が3階の平面図でございます。3階につきましては、先ほどもお話をさせていただきました一部設備室、機械室が出るもので、3階部分が一

部存在するということをございます。

左下の立面図でございますが、こちらは小田急線に乗っていて見えるというようなイメージとあっていただければと思います。大きくガラス張りとなっているシリウスと同様に、ガラス張りをしながら、少し色の濃い部分に木も多く使いながら、このようなイメージをつくらせていただいているところをございます。

また、この立面図を輪切りにするような形としたものが、右下の断面図になっております。1階部分が多目的室や会議室、市民交流スペース、2階部分がアリーナで高い天井の部分という形になっているところをございます。

今回につきましては、工事の議案としてお諮りをさせていただきます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿 本
教育長
○鈴 木
委 員

細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

すばらしい施設ができそうなので、期待しておるところをございます。質問と要望をいたします。

まず、アリーナのスペースについてどの程度の広さなのかと、運動できる種類をお伺ひしたいと思ひます。

防音には気をつけるということをございますが、2階にアリーナがあり、下に会議室、多目的室等があるということと、横に小田急線が走っていますので、音に関しまして、細心の注意を払っていただきたいと思っております。また、小田急線に乗って見える景色として、文化施設があるということをおPRできると良いのではないかと要望いたします。

○前 嶋
図書・学び
交流課長

アリーナの面積につきましては、1, 245平方メートルを想定しています。イメージといたしましては、光丘中学校の体育館と同様の規模と思っております。運動の種類につきましては、バスケットボール、バレーボール等が対応できる広さは十分確保しております。また、学習センターとしての使い方にもなりますので、幅広く使っていただければと考えているところをございます。詳細な運営、運用については、今後検討させていただきます。

音の配慮につきましては、2階部分という形ですので、防振天井としたり、床板も通常より厚くしたり、配慮をしているところをございます。電車に対しても同様でございますが、シリウスのホールまでの完全な防音というのはなかなか難しいところですが、十分な配慮をしながら設計をしまいったところをございます。

また、ご要望いただきました外からのアピールについても、今後の運

用の中で考えていければと思っております。ご意見として参考にさせていただきたいと思えます。

○石川 委員　　こういうものができて、まちが活性化することは、とても大事なことだと思っております。ただ、市民の中にはいろいろな意見がきつとあるだろうと思えます。昨年度はシリウスができ、建設費だけで17億という形でした。中央林間地区の学習センターということですが、市民のニーズといったものはどれぐらいあったのでしょうか。また、今後の運用率をどのように見通しているかをお聞きしたいと思えます。

○前嶋 図書・学び交流課長　　これまで、中央林間地区というのは、市の施設がほとんどなく、つきみ野学習センターがあるぐらいでした。市の総合計画の中でも3つのまちという形として、大和、中央林間、高座渋谷という3つのまちを基本としているところがございます。北のまちの中心となる中央林間は、これまで計画的なものが何もなく、南部地区につきましては、土地区画整理事業において整備をして、その中でIKOZA（イコーザ）もできました。中部の大和駅につきましては、シリウスが再開発事業のまちづくりの中でできたところがございます。

そのような中で、今後は北部地区のまちづくりというところで、先ほどご報告をさせていただきました街づくり計画部において中央林間街づくりビジョンを策定いたしまして、北部には運動をする施設も全くなかったというところもありましたので、そういうところも含め、交流拠点という形で計画しているものでございます。学習室、学習センター等の利用、会議室等の利用というところもニーズがございました。シリウスにおいても、フリースペース、市民交流スペースというのが、多くの方に非常に有効に使われております。昼間は少し高齢の方がいらっしゃって、夕方以降に高校生の方が試験前で勉強をされていて、見事に入れかわるような形で、こんなに多くの方に来ていただけるんだと思うところがございます。これまでの学習センターとは違う形で、交流スペース等について、個人で利用するニーズもありまして、今回このような設計とさせていただいたところがございます。利用の見通しについても、かなりの利用があるものと想定しているところがございます。

○青蔭 委員　　市民にとっても、とてもいい施設ができてうれしく思えます。中央林間の駅、あるいは町並みについて、駅を降りてなかなか渡れない踏切、道路の狭さ、付近の病院に救急搬送があった場合、長い渋滞をしてしまうといったようなことについて、長期にわたっての大和市としての総合的なプランというものはお持ちなんではないでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○前 嶋 書・学び 交流課長
ご指摘をいただいた駅の北側の踏切の拡幅工事、並びに東急の中央林間駅の改札を出た前にありますタクシー乗り場と東急ストアの間を渡りにくいというようなところは行政課題として持っているところはございます。その部分についても、一体的な駅前広場をつくっていかうということも中央林間街づくりビジョンに記載をしているところでございます。

新たに小田急線の中央林間駅の北口が北の西側にありますが、北の東側にも改札口をとという検討も小田急とともに街づくり計画部が進めているというような状況についても、街づくりビジョンの中でも計画をしているところでございます。

また、西側の緑野市営住宅跡地も、周辺の道路整備などを将来的にやっていこうということが、街づくりビジョンの中に記載されております。

今後、中央林間につきましても、そのようなビジョンに従いながら、財政見合いというところもございますので、長期的な中で整備をしていく街づくりの方針を持っているところでございます。

○青 蔭 委 員
中央林間は、道路を1本入ると、とても狭くなってくるということを住んでいる方からお伺いしたことがありますので、大変な経費はかかるものですが、大きな枠を少し広げていただいて、長期的に展望を図っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿 本 教育長
ありがとうございます。
ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第17号及び議案18号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 教育長
異議なしということで、議案第17号及び議案18号は可決いたしました。

続いて、日程第4(議案第19号)「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。齋藤保健給食課長。

○齋 藤 保健給食 課 長
大和市学校給食共同調理場運営協議会につきましては、大和市学校給食共同調理場の設置等に関する条例に基づきまして、調理場が所管しております給食会計の予算などの実施計画、決算、調理場の設備の修繕計画等、共同調理場の運営に関する重要事項を審議することとなっております。

委員構成につきましては、条例の施行規則に基づきまして、受け入れ校の小中学校の校長の代表者、同じく受け入れ校の小中学校のPTAの代表者、学識経験者となっております。

今回ご審議をお願いいたしますのは、受け入れ校の校長の代表者とPTAの代表者の方が代わることによります委嘱でございます。

資料の1 新任者につきまして、1 番目から4 番目までの方は、受け入れ校の校長または教頭の代表者という選出区分によるものでございます。小中学校それぞれ2 名ずつの選出となっております。

続きまして、5 番目から8 番目の方につきましては、受け入れ校の小学校及び中学校のPTAの代表者という選出区分によるものでございます。こちらも、小中学校それぞれ2 名ずつの選出でございます。

いずれの方々も選出母体でございます小学校校長会、中学校校長会及び大和市PTA連絡協議会から推薦をいただいた方でございます。

代わられた方の任期は、前任の方の残任期間となりますので、この6 月1 日から平成30 年5 月31 日までということになります。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

それでは、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○青蔭
委員

以前、給食関係で問題が起きたときに申し上げたんですが、この運営協議会について、何かトラブルがあった際や、機械等を直したことを、事細かにご報告を申し上げて、きちっと対応する方法をとっていただきたく思います。ぜひこれからはっきりこうして協議会の委員を審議させていただくのですから、何かあった時にはぜひ調理場を見学いただくとか、どこから物を仕入れたとか、事細かなご説明を委員の方にさせていただきたいと思っております。

○齋藤
保健給食
課長

運営協議会自体も、調理場の運営の重要事項全般の扱い、意見を具申するという仕組みになっております。もし万が一、残念ながら大きな事態が起こった場合につきましては、臨時ではありますが、ご報告を申し上げる、もしくは修繕等に大きな計画の変更がございます際には、できれば事前にお諮りをするといった形をとらせていただいた上で、委員から意見のあった事項につきまして、教育委員会に対しても後日ご報告をさせていただくような機会を設けていただければと考えております。

○青蔭
委員

ありがとうございます。

せっかく運営協議会委員という方がおいでになるので、調理場の運営等のことについて何かあったときに、教育委員会に報告をする前にお集まりいただいて、きちっとご報告をいただくということをしていただきたいと思います。

○柿本
教育長

意見は大切にさせていただきながら、せっかくの運営協議会でございますので、そのようなときにはこの協議会の重さというものを考えながら、運

営のほうをしていきたいと思えます。

○小松 協議会委員をしていた頃に、試食会の参加や、調理場の見学をさせてい
委員 いただきました。

ただ、残念なことに、何かあったときの報告というのは、私がやってお
りましたときには何もなかったような気がいたしますので、これから徹底
して進めていただけたらと思えます。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第19号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 異議なしということで、議案第19号は可決いたしました。

教育長 続いて、日程第5(議案第20号)「大和市社会教育委員の委嘱につ
て」を議題といたします。

細部説明を求めます。前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋 大和市社会教育委員の委嘱について、ご審議を賜りたいものでございま
図書・学び す。

交流課長 社会教育委員につきましては、社会教育法に基づき、社会教育委員を置
くことができるとされているところでございます。

任期につきましては、大和市社会教育委員に関する条例で2年と定めら
れており、この第30期の委員につきましては、平成29年6月1日から
平成31年5月31日までの2年間と予定しているところでございます。

定数につきましては、同条例で15人以内となっておりますが、現状の
第29期につきましては11名で運営をしているところでございます。来
期も同様の11名で運営をしていきたいと考えております。

第30期の大和市社会教育委員の候補者の名簿のうち、丸のついている
7番の方が、今回新たに委員として候補者になった方でございます。その
ほかの方につきましては、第29期から引き続き委員として候補者になっ
た方でございます。

選出区分につきましては、同条例で委嘱の基準として、「学校教育及び
社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験
のある者の中から、教育委員会が委嘱する」と定めているところでござ
います。各候補者の選出の区分につきましては、条例に規定されました委嘱
の基準に基づき、資料に記載をさせていただいているところでございま
す。

また、備考欄につきましては、委員候補者が所属しております団体等でございます。

候補者の選定に当たりまして、4番及び7番の候補者につきましては、所属する団体からご推薦を受け、候補者となつていただいているところでございます。そのほかの方につきましては、各団体には所属しておりますが、団体での推薦ではなく、選出区分ごとに個別にお声がけをさせていただいて、候補者とさせていただいたところでございます。

退任される方が一人いらっしゃいまして、2ページ目、第29期名簿の8番の方でございます。今回は、その方の後任という形で、1ページ目の7番の方が新しく入られるという形となっているところでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いをしたいと思います。

○柿本
教育長

細部説明が終了いたしました。

それでは、質疑等ございましたらお願いいたします。

○石川
委員

社会教育委員というのは、大和市の社会教育にかかわる部分で決めていく非常に重要な役目だと思っております。

第29期、8番の方がやめられて、今度新しくなった方は7番に入っていますが、その違いにはどのような意味があるのでしょうか。

また、任期は2年ということですが、かなり長期にわたってやられて方もいらっしゃるように伺います。大和市の社会教育関係のいろいろな審議をするときにおいて、長期でやっていただく意味というものもあると思いますが、逆に長期にやっていただくと審議そのものがマンネリ化する可能性も考えられます。例えば、半数ぐらいの方が入れ替わるとか、そういうことというのは考えられるのでしょうか。

○前嶋
図書・学び
交流課長

最初のご質問でございますが、委員名簿につきましては、アイウエオ順に並んでいるところがございまして、1ページ目の7番と2ページ目の8番の方につきましては、その順番の違いだけでございます。

続きまして、2点目の長期の期数の問題でございます。半分ぐらいの方の入れ替えにつきましては、新たな意見というところもあるかと思えます。我々としても十分認識をしているところでございます。今回、新規の方につきましては1人という形となっているところで、長期の方がいらっしゃることは事実でございます。生涯学習推進計画の改定というところも今年度、来年度控えているところもございまして、これまでご経験のあらわれる方に、ぜひやっていただきたいと考えているところがございまして。そういう中で、委員の方からも「もう長期なので」といったお話をいただいている方もいらっしゃいますが、私どもからぜひというところでお

願いをしている部分もございます。

そのような背景もありますが、石川委員にお話しいただいたことも必要などころであると思いますので、それについては今後、十分検討してまいりたいと考えているところでございます。

○青 蔭 委員 私は短かったのですが、社会教育委員を務めさせていただいておりました。社会教育の中には、学校教育と違っていろいろな幅があり、いろいろなところへ出ていくことがございます。

例えば、11人おりましたが、全員出る会というのはそう多くはなくて、何人かずつが出席する分科会としておりました。11人が集まっていた総会、理事会などは別とすると、全員が集まるということは、私がやっていた頃はほとんどなかったです。かなり広範囲にわたっていますので、むしろ説明があったように多少長い方がいないと、誰が何をやっているかわからないこともあり、そういったところを加味しながら考えていただければと思います。

以上であります。

○柿 本 教育長 ご意見ありがとうございました。

ほかに、よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより、議案第20号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿 本 教育長 異議なしということで、議案第20号は可決いたしました。

続いて、日程第6(議案第21号)「大和市教科用図書採択検討委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。藤井指導室長。

○藤 井 指導室長 5月9日の教育委員会臨時会におきまして決定していただきました、大和市教科用図書採択方針の中に、採択に当たっては大和市教科用図書採択検討委員会の答申等を参考にするとございます。よって、平成30年度使用教科用図書採択における採択検討委員会委員の委嘱について、ご審議いただきたいと思っております。

採択検討委員会委員の任期でございますが、大和市教科用図書採択検討委員会規則第4条により、委嘱を予定しています平成29年5月31日から平成29年8月31日までとさせていただきます。

また、委嘱予定の委員の人数は9名になります。

規則第2条第1項第1号の市立小学校及び中学校の校長及び教員といたしましては、候補者名簿の1番から4番までの4名の方を校長会から選出

していただきました。第2号の大和市教育研究会の代表といたしましては、5番の方を1名選出していただきました。第3号の児童及び生徒の保護者といたしましては、大和市PTA連絡協議会より6番、7番の方を選出していただきました。第4号、その他教育委員会が必要と認めた者といたしましては、学識経験者である8番、9番の方を選出させていただきました。

なお、委員の氏名の公開は採択終了後となります。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○柿本 細部説明が終わりました。

教育長 それでは、質疑等ございましたら願いたします。

○石川 今回の教科用図書採択検討委員会につきましては、道徳の教科書を選定するための検討委員会だと思っています。非常に重要な会議でありまして、いろいろな社会の中での動きなどに左右されないで、検討委員会の中できちっと検討していただくことが非常に重要だと思います。

静ひつな環境な中で検討していただくために、先ほど名簿の公表は採択が終わってからという説明がありましたが、ぜひ厳重に管理していただいて、名前等々が漏れないような形をとっていただくことを要望として出しておきたいと思います。

○青蔭 道徳に限ってということではなく、毎回採択は一生懸命やらせていただいております。道徳だから緊張するということではなく、教科書に関して全て緊張感を持って検討してございますので、改めて申し上げることもないと思います。

また、候補の方は、それぞれの推薦母体がありますので、委員に関しては何の異存もございません。よろしく願いたしたいと思います。

○柿本 ありがとうございます。

教育長 これから今年度は道徳でございますけれども、またしばらくすると小学校の教科書、中学校の教科書等と、教科書の採択が続いてまいります。事務局としては、静ひつな環境を整えて、しっかりと検討できるように努力してまいりたいと思います。

ご意見ありがとうございました。

ほかにないようございましたら、質疑のほうを終結させていただきます。

これより、議案第21号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

- 柿本 異議なしということで、議案第21号は可決いたしました。
教育長 続いて、日程第7（議案第22号）「平成30年度使用小学校「特別の教科道徳」教科用図書について（諮問）」を議題といたします。
細部説明を求めます。藤井指導室長。
- 藤井 本件議案は、平成30年度使用小学校「特別の教科道徳」教科用図書の採択に資する資料の作成を、採択検討委員会に諮問するものです。
指導室長 義務教育諸学校において使用する教科書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5号の規定により、教科書目録に登録された教科用図書のうちから採択しなければなりません。
既に、文部科学省より平成30年度使用小学校「特別の教科道徳」教科書目録が送付されております。
資料の教科書一覧は、この目録に登録された「特別の教科道徳」の一覧表になります。発行社は8社、全部で66冊となっております。
大和市教科用図書採択検討委員会は、神奈川県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、教科書目録に登載されている教科書の調査や研究を行い、その結果を教育委員会に答申いたします。
なお、教科用図書採択検討委員会は、検討に当たって外部からの不当な働きかけ等がないよう、静ひつな環境を確保する必要があるため、非公開で行う予定です。また、会議録につきましては、採択後に公開する予定となっております。
- 以上で説明を終了させていただきます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 柿本 細部説明が終わりました。
教育長 質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
- 石川 8社ということで、1年から6年まで、各1冊と書いてあるから48冊
委員 かとも思いますが、66冊という説明でしたので、その数についてはどのようになっているのでしょうか。
- 藤井 教科書だけであれば、石川委員がおっしゃったとおりなのですが、教科
指導室長 書会社の中には、活動していくためのノートなどを別冊としており、学年で2冊というように設けている会社もございます。その関係で66冊となっております。
- 石川 それも、教科書の冊数に入っているということですね。
委員
- 藤井 はい。教科書会社が出しているものとして、採択をしていく中で検討し
指導室長 てまいります。
- 柿本 例えば、発行社番号11番の学校図書のところだと、読みもの編と活動

教育長 編があつて、これがセットということになっているのですが、各1冊なので、ここで12冊あるということの確認です。

採択の場合は、ここをセットにするかしないかということを検討していくということによろしいですか。

○藤井 指導室長 おっしゃるとおりでございます。

○柿本 教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。
ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより、議案第22号について採決いたします。
本件の原案について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○柿本 教育長 異議なしということで、議案第22号は可決いたしました。
続いて、日程第8(議案第23号)「教育財産の取得の申し出について」を議題といたします。

細部説明を求めます。大下教育総務課長。

○大下 教育総務課長 こちらのつきましては、大和市公有財産規則の規定に基づく、市長への教育財産の取得の申し出についてご審議願いたく、提案させていただくものでございます。

資料は、取得する教育財産の概要でございます。

私から1番から4番まで説明させていただきます。

まず1番目でございますけれども、林間小学校の防球ネットでございます。面積は、長さが72メートル、高さが10メートルのものでございます。取得理由につきましては、学校活動等での必要性により設置するものとしております。取得時期につきましては、平成29年8月でございます。

2番目、大和市中央林間小学校のキュービクルでございます。受変電設備でございます。こちらのつきましては、面積等をご覧いただきますと、幅3,800ミリメートル、奥行き2,400ミリメートル、高さ2,000ミリメートルというものでございます。こちらは老朽化により設備を更新するものでございます。取得時期は、平成29年9月でございます。

続いて3番目、大和市東小学校のプール受水槽でございます。こちらは有効容量が31.2立方メートル、こちらも老朽化により設備を更新し、あわせて防災機能の向上を図るものでございます。取得時期につきましては、平成30年2月でございます。

4番目の大和中学校の防球ネットにつきましては、北と南、2カ所整備

するものでございまして、北が長さが60メートル、高さが10メートル、南が長さが30メートル、高さが10メートルでございます。取得理由は、学校活動等での必要性により設置するもの。取得時期は、平成29年8月でございます。

私からは以上でございます。

○柿本教育長 続いて、前嶋図書・学び交流課長。

○前嶋 5番の説明でございます。

図書・学び交流課長 こちらにつきまして、名称に（仮称）中央林間学習センターとございますが、先ほどご審議いただきました議案第17号、18号でご説明をした部分の建物でございます。

所在地につきましては、中央林間一丁目4280番33号、市営緑野住宅の跡地施設となります。構造等につきましては、建物鉄骨造の地上3階建て。面積につきましては、建築面積2196.68平方メートル。延べ床面積、3944.57平方メートルでございます。取得の理由につきましては、当該学習センターの新設によるものでございます。取得の方法といたしましては、大和市による設置でございます。取得の時期につきましては、工事完了の検査が5月で終わる予定でございますので、取得の時期は平成30年7月を予定しているところでございます。この概算工事費については、下に書いてあるとおりでございます。

以上でございます。

○柿本教育長 細部説明が終わりました。
質疑等ございましたらよろしくお願いたします。

よろしいですか。

ございませんでしたら、質疑のほうを終結いたします。

これより、議案第23号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

○柿本教育長 異議なしということで、議案第23号は可決いたしました。

◎その他

○柿本教育長 それでは、「その他」の議題に入りたいと思います。
各課での報告事項について、順次報告をしてください。
まず、「市立小中学校の児童生徒数及び学級数について」。

土佐野学校教育課長。

- 土佐野 大和市教育委員会の会議における報告事項に関する申し合わせに基づき、平成29年5月1日現在の大和市立小中学校の児童生徒数及び学級数についてご報告します。

学校教育
課長

表の上段は小学校の児童数になっています。下段は中学校の生徒数になっています。学校ごと、学年ごとの一覧表になっており、表の右下に総計が記載されています。小学校の全児童は1万1,729人で、昨年度に比べて111名の増、中学校の生徒数は5,432人で、昨年度に比べて35人の減であります。

学級数については、右に書いてあるとおりですけれども、授業を少人数で行う少人数指導や、学級の人数を35人以下にする少人数学級のために、少人数研究として県と国からの加配がございました。

小学校1年生については、法律で定められているので35人以下学級になっていますが、それ以外の学年で少人数研究として35人以下学級にしているところについては、網かけの数字になっているところでございます。

報告は以上になります。

- 柿本 何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

教育長

- 石川 全部の学校に網かけの部分があるかと思ったら、そうではなくて、網かけのない学校があります。こういう学校は、特に少人数研究とか、そういう加配はされていないということですか。

委員

- 土佐野 加配としては、指導方法工夫改善という加配をいただいているところでございます。各学校に1ないし2ないし3を配当させていただいているところです。35人以下学級にするためにそれを活用しても結構ですし、主になる先生がいて、副になる先生がいながら、学級を半分に分けて指導するなんていう少人数指導というところでも活用できます。学校によって35人以下にするか、それとも、少人数指導にするか、学校の運営上のところで選択をさせていただいておりますので、学級にしていなくてもございます。

学校教育
課長

以上です。

- 石川 そうすると、この網かけをしているところは正規のクラス数よりもプラス1しているところという判断をしてよろしいわけですか。

委員

- 土佐野 標準学級では、多分その網かけの学級より1少ない学級で運営をしているかなければいけないところを、1学級ふやして35人以下にしているところになります。

学校教育
課長

- 柿本 教育長 人材を、各学校には渡していますけれども、各学校の校長先生の判断の中で学級を増やすか、それとも、授業の中で少人数授業、TTを行うかという選択をさせていただいているというようなことでございます。ここに出ているのは、学級を増やして運用しているところでございます。ほか、いかがでしょうか。
- 鈴木 委員 児童生徒数を5月1日現在で確定させたという意味は、クラスが確定したのか、また、5月以降も出入りがあるということをお聞きしますので、クラス数と人数の変更はどうなっているのでしょうか。
- 柿本 教育長 5月1日の意味でございますね。
- 土佐野 学校教育課長 5月1日が文科省が定める基準日、学級数、児童数、生徒数の基準日ということになっています。その日を過ぎた時点で、学級数が上がったとか下がったというところは、加配等を行わないという決まりがありますので、この5月1日を基準とさせて、児童生徒数を出させていただいているところです。
- 石川 委員 今年度、小学生は111人の増、それから中学校の場合には35人の減ということになってきて、小学生が111人増ということは、今後中学校が増になってくる可能性がある。それと、小学校の今後の推移はいかがでしょうか。
- 柿本 教育長 全体的な流れということでよろしいですね。
- 石川 委員 はい。
- 土佐野 学校教育課長 現在の小6のお子さんは、ほかの1年生から5年生までと比べても少ない状況です。
- 来年度については、中学校の3年生が卒業されて小学校6年生が入ってきたときには、さらに中学校は減になる見込みがあります。小学校は少ない6年生が卒業し、新しい1年生が入ってきますので、来年度については、かなりの増が見込まれるところでございます。
- この傾向はまだ3年、4年位は続いていく傾向にありますので、小学校はこれから多少増えていくというところがあります。
- それに伴って、中学校もその子どもさんたちが中学校に行くときには増えていきますので、来年は減になりますけれども、それ以降については多少増になっていくというところが見込まれます。
- また、4、5年たつと、そこからはなかなか増えていかないことが見えており、逆に減っていくところが見込まれているところでございます。

- 柿本 傾向は小学校3年生のお子さんのところが一番大きい山になっているの
教育長 でしょうか。
- 土佐野 そうです。ピークは今の3年生のところが一番大きいので、そこか
学校教育 らは多少緩やかには、小学校が減っていきます。ただ、4年生以上の学年
課長 のお子さんの方が少ないことから、多少は増えていくというところが見え
ています。
- 柿本 よろしいでしょうか。
教育長 では、続きまして、「教職員におけるストレスチェックの結果と今後の
状況について」。齋藤保健給食課長。
- 齋藤 1番、実施の概要と結果のご報告でございます。
保健給食 平成26年に労働安全衛生法が改正されました。こちらを受けまして、
課長 教育委員会では平成28年11月に市内小中学校28校全校における常勤
教職員等を対象に、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレス
チェック）を実施をいたしました。その実施概要でございます。
対象者は市立小中学校の教職員1,063人でございます。方法といた
しましては、厚労省が推奨いたします57項目のアンケートを、回答いた
だいたものでございます。検査結果につきましては、ご本人に2月上旬に
通知後、3月末までが必要に応じた医師による面接指導の対象期間となっ
ておりました。
- 2結果でございます。調査票の提出者は1,063人中909人ござ
います。回収率は85.5%。高ストレス判定者数につきましては、厚生
労働省のマニュアルに従いまして、調査票の中で主に心理的な負担の自覚
症状の項目の合計点が高い方から、上位おおむね10%を高ストレス者
として判定をするのが標準と言われており、その結果が94人となっております。
こちらの高ストレス判定者の方には、お手紙によりまして専門の医
師による面接指導の受検勧奨を行っております。高ストレス判定者の小中
学校別状況につきましては、小学校が8.8%、中学校が13.4%と、
中学校が比較的高い結果となっております。
- 3集団分析結果でございます。こちらは学校全体における分析結果で
ございます。学校毎の集団分析結果につきましては、校長への説明会を既に
実施済みでございます。
- 結果に入る前に、ご説明ですが、仕事のストレス要因から予想される疾
病休業などの健康問題のリスクが100を超える値で、何%起きやすいか
を表した健康リスクというもので表示をしております。
- こちらはおよそ3万人の被験者の全国平均を標準100といたしまし
て、本市の学校全体の健康リスクを表示しております。

まず、項目が2つございます。「仕事量ーコントロール」というのがございますが、こちらはまさに仕事の量について、負担を感じているかということと、コントロールというのはその仕事に対して裁量性というのを本人が感じているかどうか、自分なりに仕事をコントロールできるように感じられるかどうかというところでございます。結果は、107ということで若干リスクが高い状態になっております。

それに対しまして、「職場の支援」、上司や同僚の支援につきましては、逆に76ということで、全国平均と比較しましてリスクが低い状態となっております。「総合」につきましては、81ということでリスクが低いという、良好な結果になっております。

こちらを踏まえまして、2番の今後の対策でございます。

まず、高ストレス者の割合が比較的高い中学校について分析を進めて、必要な改善策を検討してまいります。2つ目、昨年度に引き続きまして、教職員のメンタルヘルス研修を8月実施します。教職員の健康相談としまして、市の産業医、臨床心理士等による相談を実施する予定でございます。また、予防が大切でございますので、医師による巡回相談や、長期間にわたっての電話相談等の相談体制の充実等を検討していきたいと考えております。最後に、現在、教育委員会事務局に設置されております安全衛生委員会のほかに、教職員を主体といたしました安全衛生委員会を設置して、こちらの労働安全衛生体制の強化を図っていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○柿本 教育長 この件につきまして、今までで初めての取り組みでございますので、いろいろなご意見をぜひいただけたらと思っております。

よろしく願いいたします。

○石川 委員 各小中学校の教員も含めて、職員の方々がいろいろな意味でストレスを感じていると思います。各学校や市内でも、きっと何人かの方がメンタルな面で療休をとられたりしていらっしやるんじゃないかと思えます。

実際にこのストレスチェック自体は、どういうものかは見ていないのでわかりませんが、職場環境も含めてみんなが意識を持つこと、それから、また、職場の中でもストレスを感じて休まなきゃならないような方にも広い目で見えてやっていくということ、そういう意識づけのためにもこのストレスチェックというのは必要だと思います。

また、教員等の受ける方も、そのことの説明はしっかりして、対応していき、高ストレスですよと言われた方については、面接を受けてもらうということを今後理解してもらい、こんなの大したことないよということに

ならないよう、啓発活動が大事なのではないかと思うので、ぜひそういったことをやっていただければと思います。

○青 蔭 初めて平成28年度に、大和市がこの実施をしたと説明がありました。
委 員 他市で先駆けて実施しているところがございますか。もしありましたならば、そういうところからデータをとって、どういう対処をしたとかということを見てみると、1つの指針になるかと思いますが、いかがでございましょうか。

○齋 藤 周辺市での先行実施は聞いておりません。承知しているものでの先行
保健給食 は、市行政の方でございまして、ストレスチェックは今回で2回目という
課 長 ことでございます。そのため、手法等を参考にしながら進めてさせていただいております。

○青 蔭 初めての実施という中で、アンケートに答えていらっしゃる方は85%
委 員 です。これがもう少し100%に近くなってくると、実態が明白になると思います。1回目でございますので、書くのを少し躊躇なさったということもあるかもしれませんので、これは自分のためですので、注意喚起のときに、ぜひアンケートに素直にお答えいただきたいということから始めた方がいいのかと思います。

また、教育委員会事務局に設置されている安全衛生委員会については、どこにどういう方がなっているのか、教えていただけますか。

○齋 藤 教育委員会事務局に設置されております安全衛生委員会と申しますの
保健給食 は、安全衛生委員会そのものが事業所別ということもありまして、市全体
課 長 の安全衛生委員会の一つというような位置づけで設置をされております。

教育部長が、この安全衛生委員会の総括になっております。委員につきましては、法律に基づきまして衛生管理者、安全管理者を含めて産業医、労働者ということになりますので、通常の職員が参加をして構成をしているものでございます。現在のところ、設置されている教育委員会の安全衛生委員会の中に、教職員は入っていないという状況でございます。

○青 蔭 わかりました。ぜひこれを進めて、動きを活発にしていいただければと思
委 員 いますので、よろしく願いしたいと思います。

○鈴 木 健康リスクについて全国平均から捉えますと、総合は81で、リスクが
委 員 低いということですが、「仕事量－コントロール」では107で、リスクが高いということなので、その辺の分析をして、課題もしっかりと見きわめてほしいと思います。

また、高ストレス判定者は小学校では8.8%、中学校では13.4%であり、マスコミでも報道されていますが、小学校よりも中学校の方が高ストレスというものなので、その辺の分析もぜひ行っていただきたいと思

います。

○小松 第1回目という中で、調査結果で高ストレス判定者数が94名いたという事です。この方たちは医師による面接指導の奨励を行っていていますという説明ですが、94名全員が面接を受けたのかどうかというところは、いかがでしょうか。

○齋藤 勸奨は94人の方、全員にしております。勸奨につきましても、こちらからの文書で表現としては、面接を強くお勧めしてございます。

課長 ただ、法制度上、強制はできないという状況ではございますので、結果としては94人全員ではなくて、面接指導を受けた方は若干名となっているという状況でございます。先ほど、委員からお話ございましたように、回収率をまずは上げ、その上で高ストレス者が面接指導をできるだけ受けていただくように、強制にならないような方法で、勸奨もしていきたいと考えております。

○小松 初年度でありましたので、若干名ということでもございましたけれども、せっかくこういったものやっけていくのですから、つなげていっていただきたいと思ひます。

教職員のストレス等が少しでも減るよう、どういふ対策をとっていったらいいのかというのは、今後よく議論、検討してください。それが子どもたちへの指導につながっていくと思ひます。教職員のメンタルの部分も大きく影響してくるとは思ひますので、ストレス度が少しでも減るよう、みんなで考えていかなければいけないことだと思ひますので、これを有効に利用していっていただけたらと思ひます。

以上でございます。

○柿本 ご意見ありがとうございます。

教育長 1回目ですけれど、数々の課題が見えてきております。

1つは、総合的にはリスクが全国と比べて低いとはいいつつも、仕事量については多いということ。仕事量をどう減らしていくかということは、職場職場の中でも工夫をしてほしいことは、小中校長会でお話をさせていただいてあります。

あと、85.5%という回収率は行政の回収率と比べても低くなつてございます。本当に医師の診断を受けて、具体的な結果が出た場合には、所管課や校長も入つて、どのようにその環境を整備していったらいいかということをも具体的に見ていきますので、教職員の意識もこれを活用してもらふ方向になるよう、努力をしていきたいと思ひます。

また、安全衛生委員会を設置するという方向性を、保健給食課から出しておりますので、教職員に入ってもらつて、教職員の視点からそれぞれの

健康を守っていくということも進めてまいりたいと思います。

現在、教職員の長時間労働の問題が出てきておりますけれども、大和市でも当然例外ではございません。少しずつでも改善の方向に舵を切っていきたいと思いますので、またご意見、ご協力やらをぜひお願いしたいと思います。この件については終わらせていただきたいと思います。

最後になりますが、「教育委員会運営の見直しに係る取り組みの検証について」ということを、その他報告に挙げさせていただきました。

この件については、私から先に少し触れさせていただきたいと思えます。

ご承知のとおり、この「教育委員会運営の見直し」は、平成26年度にごございました青少年相談室においての不適切な組織運営が行われていたことを受けて、平成26年10月31日開催の臨時会にて決定したものでございます。

内容の柱といたしましては、教育委員会の運営を3つの観点から見直すとしております。1つ目は活性化、教育委員さんたちがより活発にその責務を果たしていくということ、2つ目は透明化、どこから見ても何をやっているかということがわかるということ。3つ目は、青少年相談室の体制の健全化、運営の健全化とことごとございました。

その後、この見直しに沿って、この教育委員会または青少年相談室等の運営改善を図ってきたところでございます。また、検証ということで、平成27年12月の定例会において、この検証をご確認をいただきました。そして、次回報告時期を平成29年5月と定めておりましたので、ここで委員の皆様から意見を頂戴したいと思っております。

この平成26年に問題となった内容についての改善としては、この2年の中で現在の教育委員会の運営の中に定着し、また、さまざまな成果も挙げてきていると、検証の過程では思っております。

それは、教育委員への手紙等がシステムとしてきちっと定着したことであるとか、この定例会までに協議会や勉強会を開きながら、私どもがお互いの情報を公開し合いながら、定例会等を質の高いものにしていくといったところは、成果を挙げてきているものだと思っております。

こうした中で、今回が検証の最終としたいという提案をここであわせてさせていただきます。教育委員会の検証そのものは、今後も我々の責務としてやっていかなければいけないのですが、この教育委員運営の見直しに係る検証についてのこの形での検証は、できましたら今回を一区切りとさせていただきます。形を変えた検証をしていくべきではないかなと考えております。

その部分を提案として含ませていただきながら、この後、説明を聞いていただき、皆様のご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、大下教育総務課長、説明をお願いいたします。

○大 下
教育総
課 長

説明させていただきます。

1 ページ目、「はじめに」にあるように、事件を受けまして、検証していく中で3つの方針を定めております。

まず、見直しの方針1ですが、これは教育委員のチェック機能を強化するというものでございます。どう取り組むのかということが、その下の具体的な手法となります。

「具体的な手法①付議及び報告事項の見直し」については、平成26年10月に、具体的な手法を決めております。実施状況にありますように、1付議事項について、「要綱・訓令の制定・改廃に関すること」を加えています。規則・条例については当然でございますが、要綱・訓令におきましても、定例会の審議に加えております。

2報告事項でございます。こちらは4つあり、いじめの認知件数、長期欠席児童生徒数、いじめ・不登校の相談受理状況等を学期ごとにその状況を定例会で報告して、教育委員が直に把握できるようにしております。通常、他市では年間を通しての点検評価で実施しております。本市は、学期ごとに細分化して報告することとしております。

2 ページ目、「具体的な手法②協議会の活性化」では、委員からも積極的に協議会の開催を提案することとし、協議会の開催を増やしております。協議会については、例えば、先ほどのいじめの認知件数、児童生徒数等の報告に関しましても、いじめの具体的な問題等にふれることもあり、個人情報を含む報告になるので、定例会ではない、非公開の場で審議できるようにしております。そういった意味で協議会を有効活用しながら開催して、より多く実施したというようなことでございます。

「具体的な手法③定例会の事前勉強会の実施」については、定例会の3日前に勉強会を開催することとし、全部開催しております。他市では、定例会の日に事前説明をして、定例会に臨むというところがございますが、3日前に日をとって実施しているところは本市の特徴であります。

「見直しの方針1の検証」、総合的な検証といたしましては、チェック機能が十分に働くよう、付議事項及び報告事項として多岐にわたる項目を設定するよう見直し、運用しています。また、協議会の開催日について、方針では、定例会後に必ず行うとしていましたが、方針作成時の想定以上に、随時の協議会を頻繁に開催しています。協議会と定例会前に開催して

いる勉強会によって、議案の内容について理解が深まり、会議当日の活発な議論につながっているところが検証でございます。

3 ページ目、こちらは2つ目の見直しの方針でございます。開かれた教育委員会運営を推進しますというところで、「具体的な手法①」といたしましては、「教育委員による学校訪問の見直し」でございます。

実施状況のうち、四角の1テーマでございます。これまで教育委員会の学校訪問は、テーマに沿って教育委員が報告を受け、協議を行ってきたということがございますが、実際現場の声を知るために学校訪問はいい機会ですし、学校のニーズを把握して、聴取し課題認識を共有することが必要だという考え方で実施しています。具体的には、「課題認識の共有」というところで、教育委員会が決めたテーマだけではなくて、学校からもこういったことを協議したいというテーマを出してもらって協議をするようになりました。そうした中で、学校では何が困っているのか、何が必要なのかというところを把握しながら、教育委員と学校が一体となって、情報共有して取り組みを模索・検討しているというような取り組みができております。

2 訪問先というところでは、学校以外でも北部調理場、平成28年はシリウスを実際訪問しています。いろいろな現場を訪問することの必要性を感じて、実施しております。

4 ページ目、「具体的な手法②教育委員会に関わる情報を適切に把握できる態勢の構築」の実施状況、1 教育委員への手紙でございます。

教育委員会に手紙が届きますと、鍵のかかるところで保管して、教育委員がいる前で開封し、内容の確認をしています。市民の方が児童生徒にかかわることを教育委員に伝えたいという事を、教育総務課あるいは教育部の中で処理することなく、ストレートにそのまま提出できるという制度でございます。直に教育委員に自分の考えを伝えられる制度であり、重要であると考えております。また、本制度の周知につきましては、全戸配布しておりますビジュアル版「大和の教育」に記載しております。

2 内部通報制度については、正規職員には研修を実施し、非常勤職員については任用時に文書にて内部通報制度を伝え、周知を図っております。

5 ページ目、「具体的な手法③ホームページの活用促進など、市民への情報提供の充実」でございますが、ホームページの充実というところでは、本市ホームページのトップページに、教育委員会のページにすぐ飛べるようにバナーを作成しております。また、キッズページを活用した情報提供として、キッズページから「なやみ相談室」「いじめ相談・話してeメール」というようなところでつながって、児童生徒から教育委員会にいろいろな悩み事が相談できるというページを提供しております。

2 開かれた教育委員会ということでは、本市は傍聴に多くの方に来ていただいております。特に、教科書採択など、他市では定員を超えた場合、受けつけない対応をしていると聞いておりますが、本市におきましては、別の部屋を設け、傍聴の機会を確保するということをいたしました。また、平成27年11月定例会から、議案だけではなくて「その他報告」の案件についてもホームページに掲載しております。

見直し方針2の検証については、教育委員への手紙により市民の声が直接届くことや、学校訪問で積極的な意見交換を行うことにより情報を把握できる態勢がとれていること、また、ホームページなどによる情報提供も積極的に行っていることで、開かれた教育委員会運営を推進しているものと考えております。

6 ページ目、見直しの方針3、青少年相談室が相談機関としての本来の機能を回復し、向上させます。こちらは平成26年10月の時点で組織の見直し等を行っております。既に改善して実施しているところでございますが、「具体的な手法①組織体制の見直し」では、企画調整会議の廃止等、平成26年11月に青少年相談室職員の全体で確認しております。

「具体的な手法②相談活動の質的な向上」では、最も重要な最初の面接・面談であるインテーク、あるいは支援会議なども改善して、細やかなケース対応、協議に努めています。2にありますが、意見・要望の集約等も行っております。

「具体的な手法③非常勤特別職職員の採用の見直し」につきましては、以前は教育長が直接、非常勤特別職の面接をしておりましたが、現在は、所属長が面接して、教育長は文書決裁により採用を最終確認としております。

7 ページ目、「具体的な手法④学校との連携の見直し」ですが、青少年相談室の組織の問題で、学校とうまく連携ができなかったということもあり、相談もあまり挙がってこなかったことがございました。実施状況の1学校と青少年相談室との役割分担の明確化といたしまして、青少年相談室活用ガイドブックあるいはハンドブックを作成して、積極的な活用をまず呼びかけました。2 各種相談員による支援の継続性確保としましては、学校にSSW、心理カウンセラーも出かけていって、学校内の児童・生徒担当者会議やケース会議に積極的に出ました。具体例を見ていただきますと、SSWによる家庭訪問も、心理カウンセラーのケース会議参加件数も増えております。一番重要な相談員による面接件数も増えております。学校から信頼を得ながら連携し、相談を充実させているというところでございます。

総じて、見直しの方針3の検証でございます。青少年相談室が相談機関としての本来の機能を回復し、向上させるというところでの検証でございますが、研修会による相談員の資質・能力向上や、地区ごとに支援会議を行うことでの細やかな検討・協議などによって、相談活動の質的な向上につながっています。また、担当校の固定や、増員により、学校との積極的な連携をおこない、ケースが重篤になる前の段階で支援の方法を検討しています。相談件数も増加しており、相談機関としての機能を果たしています。

8ページ目、今後の対応についてです。「教育委員会運営の見直し」の10の具体的な手法、例えば、見直しの方針2であれば、①、②、③があり、その具体的な手法を合わせると10ありますので、それにより見直しをし、「チェック機能の強化」、「開かれた教育委員会運営の推進」、「青少年相談室の相談機関機能の回復・向上」に対する改善が図れています。また、改善した内容については、教育委員会運営の再発防止機能として定着としています。こういったことによりまして、「教育委員会運営の見直し」に係る取り組みの検証は、今回をもって最終といたします。

今後は、新しい教育委員会制度のもと、組織等の状況把握に努め、教育委員によるチェック機能を強化しながら、開かれた教育委員会の運営を推進し、必要に応じて、組織の見直しを実施しますということで取りまとめさせていただきました。

以上でございます。

○柿本
教育長

細部説明が終わりました。

ここで議事運営上の都合により、あらかじめ会議時間を延長し、12時半までとさせていただきます。

それでは、委員の皆様からご意見等お願いしたいと思います。

○石川
委員

教育委員会の運営の見直しについては、先の状況の中から生まれてきたことではありますが、教育委員会の機能の強化を図るべく見直しをしてきたわけです。その結果、ここに書かれているように、今は定着してきて、機能もするようになってきたと私は判断し、かつ成果があったと思っています。今回、この形での検証は終わりにしたらどうかというご提案もありましたし、特に青少年相談室に関しては、もう既に次の段階に入っていると判断しています。そういう中で、この形での検証は終了してもいいのではないかと私も思います。ただ、組織やシステムというのは、つくったときは理念もあり、意気込みもあり、数年間は動いていっても、何年かたつと理念が失われて、形だけが残っていくということが現状だろうと思います。

今後も、随時、あるいは時折見直しをして、また3年ぐらいを目途にもう一度見直しをしていく、検証していくということは、今後も必要なことかと思えます。現段階では、私たちが始めたこの改革については、今のところは非常に機能していると思えます。今後、教育委員が入れ替わったりする中で、また違った考え方が出てくるかもしれませんので、その時にまた検討していくという形でよろしいかと思えます。

以上です。

○鈴木委員　私は、開かれた教育委員会ということで、いろいろ改革がされたと思えます。特に、教育委員への手紙や、ホームページに至っては大和市のトップページに教育委員会のバナーがあるというのは、他市にはあまりないことで、非常にいいことですし、会議の報告をいち早くアップしていただけるというのは大変ありがたいことだと思います。石川委員が言われたとおり、ここで今回はこの形は終了ということでございますが、新しい教育委員会制度ができましたので、年に応じて見直しは必要かなというふうに思えます。

○小松委員　私は昨年の12月に教育委員になったばかりですので、こういった形ができ上がってきたところに教育委員にならせていただきました。その中で、何カ月間か経験させていただく中で、協議会や事前勉強会というのは非常に大事なことだと感じております。その中で、情報交換することが新米教育委員の私にとっては貴重な時間でございます、これはぜひ今後も続けていっていただきたいということと、この「今後の対応」というところで書かれております「組織等の状況把握に努め、教育委員によるチェック機能を強化しながら、開かれた教育委員会の運営」ということが大事なことだと思います。

石川委員、鈴木委員がおっしゃられたように、この形としては終了で、「今後の対応」のこの部分は大事にし、定期的に見直しなどをしながら、開かれた教育委員会をみんなで推進していきたいと感じております。

以上です。

○青蔭委員　各委員がおっしゃられたとおりだと思います。この問題に深く携わった私としましては、二度と起こすまいということの思いがかなり強くございます。

検討結果は、私はこれでいいのですが、常にしっかりとしたものをつまえていかないといけないと思えます。絶えずチェック機能を働かせて、開かれた教育委員会と言葉では簡単ですが、その文言が表に出るのが開かれたのか、報告をそのたびにするのが開かれた教育委員会なのか、私も、もっと深いところの開かれたというものを目指したいと思っています。

事後報告を受けて意見を言うということもありますけれども、開かれたというのは、その場その場で事が起きたときに、教育委員の全員が集まらなくても、時間がとれる委員が集まって協議をするということも必要なんだと思います。大きな事件ですと、すぐに対応しなければいけないということも多々あります。多々ございますが、少なくとも一日二日置いた後には私たちに報告があつて、こういうことをして、結果こうなったということが遅れてくるのです。

今の教育委員会制度になったときに、余計私はこれを感じています。

開かれた教育委員会といいましても、個人情報もありますので、全てのことをとは言っていない。少なくとも、事が起きたときにその顛末、過程、ここを教育委員に少なくとも知らせていただきたいと思います。

ただ開かれた教育委員会を目指しますというのは、言葉では簡単です。それをいかに具現化するかが、これからの我々が持っている使命だと思います。文科省では、必ずチェック機能をとおっしゃるんですが、何をもちて私たちはチェック機能ができるのかといえるのでしょうか。教育長を除くと、ほかに4人の教育委員がいて、4人が必ず話をして、場合によっては、その質問事項を教育長に申し上げていますので、そういうように、私たちが、教育長を除く教育委員が、何かの会議で集まって、きちっとしていくことが必要なんだと思います。教育委員といえども教育、行政に精通した者ばかりが集まっているわけではないので、数名集まって、開かれた教育委員会をいかに具現化していくかということに対し何かできるのかというのは、他県の方に聞いても、これだという答えはまだ出ていません。皆さん迷っていらっしゃいます。中には、わからないよという方もいらっしゃいますし、中には政令をつくって、明文化したところがあるようでございます。別に今の教育長が何かをしているというわけではないのですが、長くやってくると、この辺はいいだろう、あるいは、この辺のところはお互いにわかっているんじゃないかと、なってしまうとしたら、大変怖いところでございますので、やはり私たちが、教育委員の誰がかわっても、はっきりとするよう、明文化しておいてほしいというところでございます。以上でございます。

○柿 本 ご意見ありがとうございました。

教育長 今お手元にあるものは、平成26年度の大きな事件を皮切りに、教育委員会の見直し、運営の見直しを図ったものでございます。

議題の中でも、皆様のお話の中にもございましたが、新しい教育委員会制度をどうつくっていくのかというのは、大和市は大和市として、我々がその教育委員会制度を、この後に続く人たちにちゃんと手渡しできるよう

な形にしていかなければいけないと思っております。

新しい教育委員会制度の中での教育委員のあり方、教育長との関係のあり方、情報の共有のあり方、今、皆様からご意見がございましたが、開かれた教育委員会、そして、教育委員会が活性されるということにつきましては、当然検証をしていかなければいけないと思います。また、この教育委員会のあり方そのものも、この中で皆さんとともに、一緒に話し合いをさせていただきながら、大和市としての教育委員会制度をきちっとつくっていかれたらと思っております。

そうした意味で、今回につきましては、このような形での検証は終わりということで、このままホームページに載せさせていただきたいと思っております。

何かございますか。よろしいですか。

○石川 委員 要するに、新しい教育委員会制度も、教育長は基本的には教育行政のプロ、私たちは一般市民の代表として物事を考えていき、そういう中で、私たちは教育行政のプロでもないし教育のプロでもないので、わからないことはきちっと聞く。そういう姿勢で、検討していくということがこれからすごく大事なことだと思います。

そのためには、先ほど青蔭委員がおっしゃったように、情報をきちっと伝えていただく、そういうシステム構成ができていかないといけないというように思います。

今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○柿本 教育長 ありがとうございます。
ほかにないようでしたら、質疑は終結とさせていただきます、その他報告も全て終わらせていただきたいと思います。

事務局よりほかに何かございますか。

委員の皆様からは何かございますか。

(「なし」の声)

○柿本 教育長 特にないようでしたら、6月の会議の日程をお知らせいたします。
6月定例会は、6月29日木曜日午前10時からを予定しております。

◎閉会

○柿本 教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。
これにて、教育委員会5月定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時06分